

平成27年11月5日開催

# 第3回 三木市総合教育会議 資料

## 目次

1	家庭教育を取り巻く現状	
(1)	法律編	1
(2)	データ編	3
2	家庭教育の役割と責任	8
3	学校と家庭の連携	9
4	家庭と地域の連携	10

# 1 家庭教育を取り巻く現状

## (1) 法律編

### ① 法律等における位置づけ

#### 教育基本法における家庭教育

##### ○教育基本法 【家庭教育】

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### 三木市教育振興基本計画における家庭教育

##### ○三木市教育振興基本計画 【地域・家庭の教育力の向上】

家庭の教育は、教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどの資質や能力を身につける上で極めて重要な役割を担っています。

## (参考)兵庫県教育基本計画における家庭教育

### ○兵庫県教育基本計画【家庭（保護者）の責任と役割】

家庭は、教育について第一義的責任を有し、保護者が子どもたちに愛情を注ぎ、家族の温かい雰囲気と深い信頼関係の中で互いが強い絆で結ばれていることを実感しながら、子どもたちの基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達が促される場である。

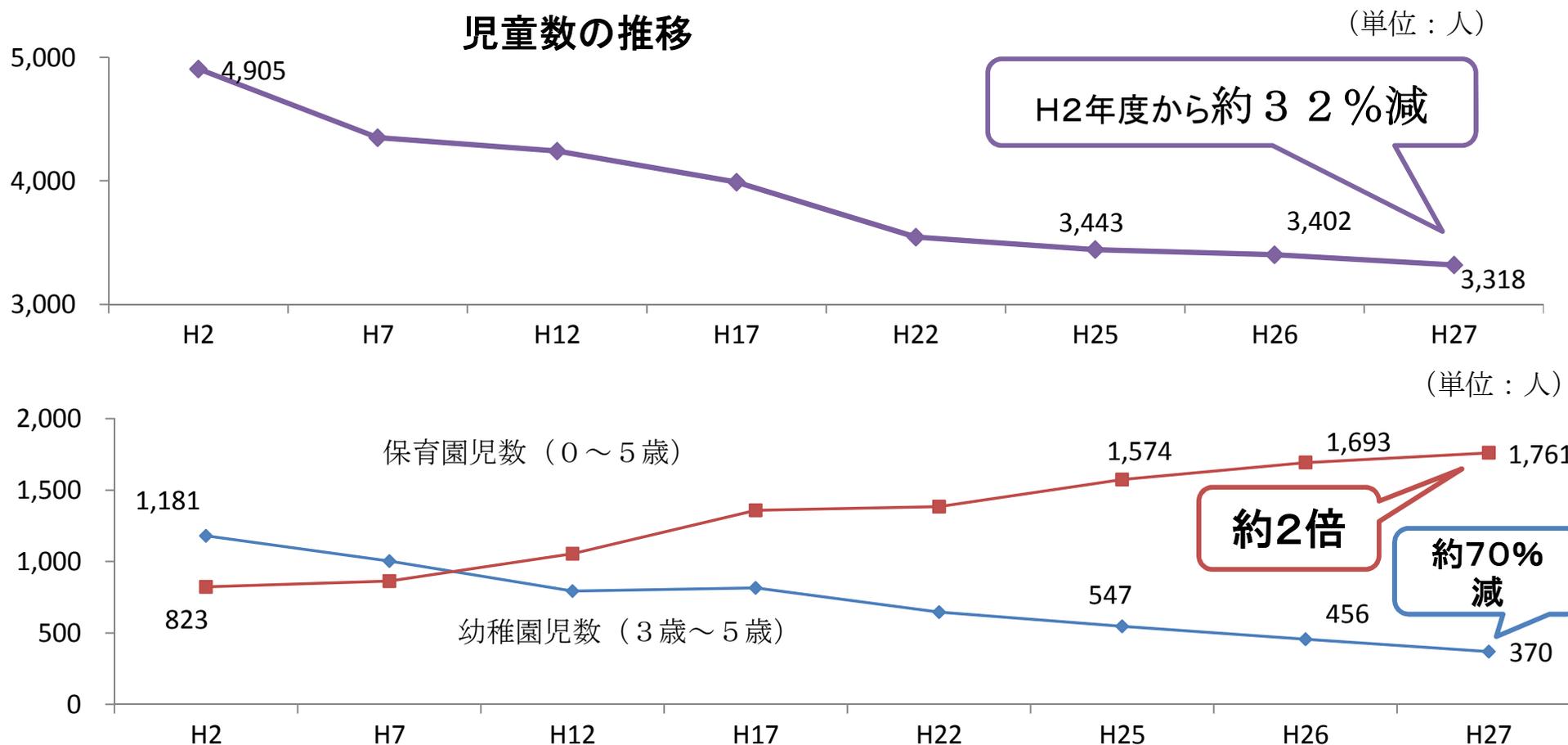
家庭での生活は、学校、地域、ひいては社会へと繋がっている。幼児期に、いわゆる「しつけ」としての基本的な生活習慣をはじめ、自立心や他人を思いやる心など集団での生活の基本を身につけることは、就学する準備として必要なことである。また、就学後も、家庭での教育は学習習慣の確立や学習内容の定着に大きな役割を果たすものであり、子どもたちの各成長段階において、健全な心身の育成、集団や社会に適応する規範意識の醸成、進路選択の支援など、保護者は学校と連携した教育を行う。

## (2) データ編

### ① 児童数と就学前教育・保育状況の推移

児童数が年々減少しているに反し、就学前教育・保育を受ける児童の数はほぼ変わらず、保育園児の数が年々増加している。

このことから、保護者が仕事をしている家庭や核家族化により保護者に代わって児童を養育する祖父母がいない家庭の割合が年々増加していると考えられる。



## ② 児童生徒の学習習慣や生活習慣等に関する意識の状況

- 学習習慣については、予習・復習を含め学校外で学習する時間が全国と比較し、少ない傾向にある。一方、読書好きな子どもが多い。
- 規範意識等については、肯定的な回答が高い傾向にある。小学校では、全国の比較でもやや高い項目が多い。
- 生活習慣については、小学校・中学校とも9割以上の児童生徒が朝食を摂取しているが、中学校は、全国に比較して、摂取率がやや低い。また、テレビゲームをしたり携帯電話・スマートフォン等を使ったりする時間が長い傾向にある。

質 問 項 目		区分	市(A)	国(B)	差 (A-B)
学習習慣	家で学校の授業の復習をしていますか 【肯定的評価の割合】	小学校	46.2	54.3	▼ -8.1
		中学校	43.1	52.0	▼ -8.9
	学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間勉強しますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む） 【1時間以上の割合】	小学校	58.3	62.7	▼ -4.4
		中学校	67.6	69.0	▼ -1.4
	読書は好きですか	小学校	77.8	71.2	▲ 6.6
中学校		75.0	67.9	▲ 7.1	
規範意識等	学校のきまりを守っていますか【肯定的評価の割合】	小学校	92.5	91.1	▲ 1.4
		中学校	95.8	94.4	▲ 1.4
	人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか【肯定的評価の割合】	小学校	94.4	93.9	◀ 0.5
		中学校	94.4	94.9	◀ -0.5
生活習慣	毎朝朝食を食べていますか 【肯定的評価の割合】	小学校	96.2	95.6	◀ 0.6
		中学校	91.1	93.5	▼ -2.4
	普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピューターゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む）をしますか【1時間以上の割合】	小学校	60.4	54.6	▼ 5.8
		中学校	63.7	57.8	▼ 5.9

### ③ 学習習慣や生活習慣と学力の相関関係

- 家で授業の復習をするなど学校以外で勉強する習慣が身につけている児童生徒ほど平均正答率が高い。  
 ○朝食をしっかりと食べる、長時間テレビゲーム等をしないなど、生活習慣が身につけている児童生徒ほど平均正答率が高い。

質問項目	区分	平均正答率				
		国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B	理科
平日、学校の授業以外に一日当たり勉強する時間						
3時間以上	小学校	71.4	67.0	77.1	49.8	60.8
	中学校	77.9	66.5	70.9	43.5	54.4
2時間以上 3時間より少ない	小学校	72.3	71.6	77.8	48.0	63.3
	中学校	79.1	68.7	69.4	41.5	53.9
1時間以上、2時間より少ない	小学校	67.0	60.7	71.2	43.5	56.8
	中学校	76.8	65.2	65.6	41.2	54.3
30分以上、1時間より少ない	小学校	63.6	61.4	72.4	42.2	56.8
	中学校	78.2	69.0	67.8	43.5	56.8
30分より少ない	小学校	61.3	51.3	64.7	37.8	50.8
	中学校	78.1	68.1	68.0	44.9	57.9
全くしない	小学校	57.8	56.0	58.7	30.8	53.8
	中学校	71.7	61.0	52.1	28.2	43.1

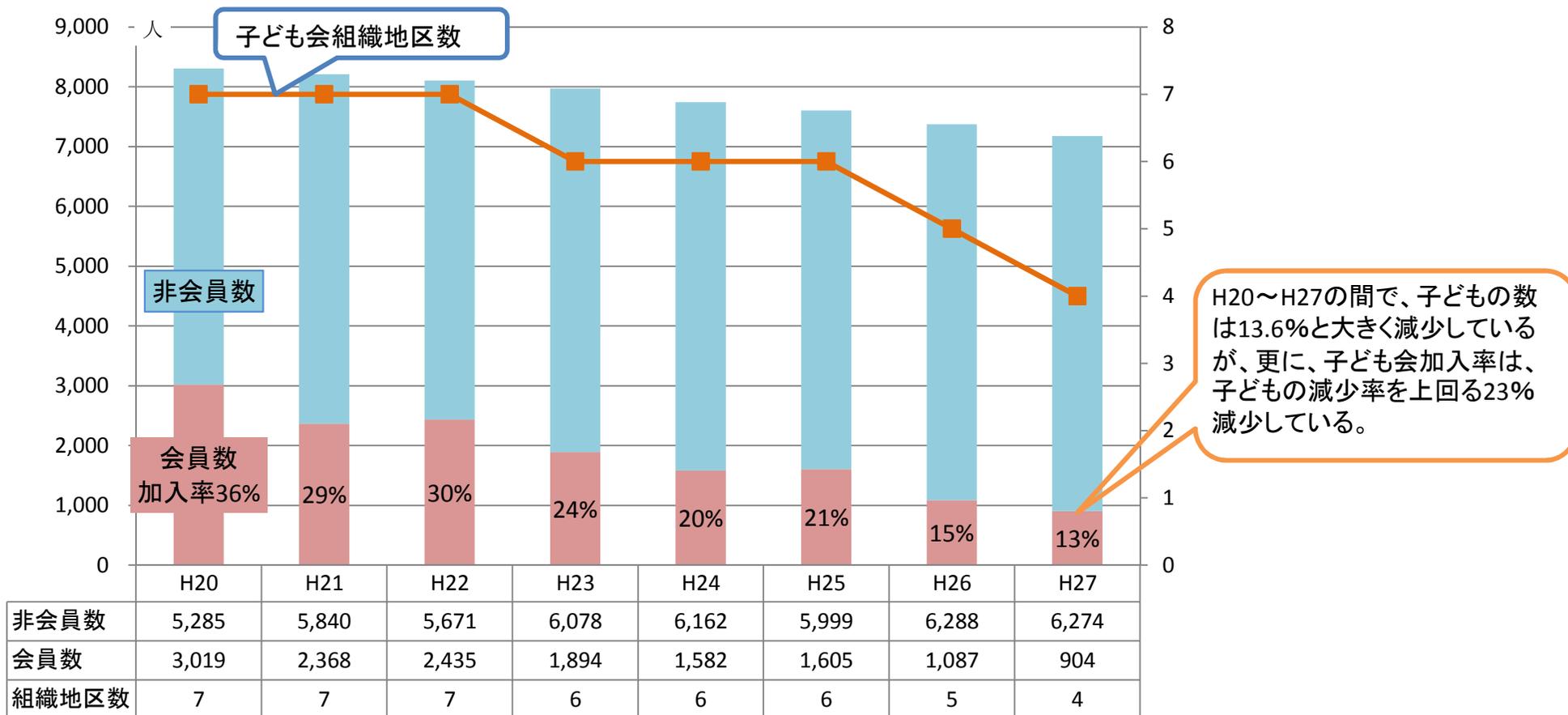
質問項目	区分	平均正答率				
		国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B	理科
平日、一日当たりテレビゲーム等をする時間						
全くしない	小学校	69.4	66.8	76.5	48.1	64.2
	中学校	80.8	69.6	70.8	47.7	58.4
1時間より少ない	小学校	67.4	63.8	73.1	44.5	58.1
	中学校	81.8	71.2	70.8	45.5	59.6
1時間以上、2時間より少ない	小学校	67.2	64.7	72.7	44.0	58.0
	中学校	79.2	69.6	67.4	42.4	55.0
2時間以上、3時間より少ない	小学校	67.7	62.1	71.3	44.7	59.2
	中学校	76.2	63.7	68.3	43.5	53.5
3時間以上 4時間より少ない	小学校	62.1	55.4	70.3	39.3	53.4
	中学校	75.3	65.2	65.8	36.8	51.3
4時間以上	小学校	61.2	52.9	65.9	36.7	49.7
	中学校	68.7	58.2	56.1	29.6	45.0

(平成27年度全国学力・学習状況調査結果より)

#### ④ 子ども会の組織地区数と子ども数の推移

子ども達が地域活動に参加する場として、「子ども会」の活動が挙げられる。  
 「子ども会」活動によってお祭りなどの地域文化に触れたり、家族以外の大人と顔見知りになったり、地域の一員としての帰属意識を育むとともに、地域と家庭との連携も図れる。  
 子ども会の組織数と活動する子どもの数が年々減少したことにより、市レベルの「子ども会」としての交流が減っている。

子ども会の組織地区数と子ども数



## ⑤ 地域の教育力に関する実態調査(文部科学省:平成18年)

保護者の子育てに関する情報の入手先や交流相手、子どもが過ごす場所や一緒に過ごす相手などの調査から、地域において人間関係の希薄化が進んでいることが分かる。

調査項目 (結果概要)	回答項目	割合
保護者の子育てに関する情報入手先や相談相手 (近所の人より、保護者同士が多い。)	・子どもを持つ保護者	82.7%
	・近所の人	41.4%
	・地域の情報誌 (市報・自治会報など)	28.0%
子どもがみんなで過ごす場所 (子どもの活動は屋内が中心)	・自分の家	平日 62.9% 休日 62.0%
	・友達の家	平日 39.7% 休日 28.3%
	・公園、原っぱ、空き地	平日 27.0% 休日 27.5%
子どもと一緒に過ごす相手 (異年齢の交流が乏しい。)	・学年や年齢の同じ友達	平日 77.5% 休日 61.5%
	・自分の兄弟姉妹	平日 42.9% 休日 42.9%
	・学年や年の違う友達	平日 36.0% 休日 33.4%
子どもから見た家の近くにいる大人との関わり (近所の大人から、比較的濃密な関わりを受けていない。)	・近所の人に道で出会ったときに声をかけられる。	74.5%
	・良いことをしたとき、近所の人にほめられる。	45.8%
	・悪いことをしたとき、近所の人に叱られる。	17.9%
地域の教育力に対する認識 (過半数が地域の教育力が低下していると回答)	・以前に比べて低下している。	55.6%
	・以前と変わらない。	15.1%
	・以前に比べて向上している。	5.2%
地域の教育力が以前に比べ低下している要因 (地域の教育力低下の主な要因は個人主義の浸透)	・個人主義が浸透してきている。(他人の関与を歓迎しない。)	56.1%
	・地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに対する抵抗が増している。	33.7%
	・近所の人々が親交を深められる機会が不足している。	33.2%

## 2 家庭教育の役割と責任

### 論点(資料P1・2・3)

#### ①家庭教育における行政の在り方

- ア 家庭教育の自主性を尊重しつつ、学習の機会や情報の提供など補完的な役割のみを担う。
- イ 家庭教育に行政が主導的に関わる。
- ウ 家庭教育に行政はあまり関わらない。

#### ②行政のうち、市教育委員会と学校の役割分担

- ア 役割分担をすることはできない。
- イ 市教育委員会は全市的な取組の方針を示し、学校は市教育委員会の方針の下、校区の児童生徒及び保護者の実態に応じ、個々にきめ細かな関わりを行う。

### 3 学校と家庭の連携

論点（資料 P4・5）	市の考える改善の具体策	参 考 （具体策における課題・限界）
<p>① 教育基本法にあるように、子の教育については第一義的責任を父母その他保護者すなわち家庭が負うものであるが、行政が家庭教育に対してどのような改善策を講じれば以下のことができるか。</p> <p>ア 早寝、早起き、朝ごはんなどの基本的な生活習慣の確立</p> <p>イ 家庭内のルールづくりなどのしつけ</p>	<p>児童生徒に望ましい生活習慣や学習の習慣を身に付けさせるため、家庭での予習・復習の大切さ、ゲームやネットをする際のルールづくりの必要性、生活習慣や学習習慣と学力には相関関係があること等を記した啓発リーフレットを各家庭に配布するとともに、参観日の学級懇談で周知を図り、家庭と連携した取組を進める。</p>	<p>各家庭に配布しても保護者に意識がなければ関心を持って見ようとせず、配布物を活かすことができない。</p>
<p>② 学校行事や保護者向け研修会等に参加していない保護者へ、どのように関わっていくか。</p> <p>ア 仕事などの事情によって参加できない保護者</p>	<p>子どもの負担や地域行事等に配慮し、可能な限り土・日曜日に参観日等を実施し、保護者の学校や子どもへの理解を深め、学校と家庭との連携を図る。</p>	<p>行事の持ち方や情報発信の方法を工夫したとしても、すべての保護者に対応することには限界がある。</p>
<p>イ 無関心のために参加しない保護者</p>	<p>携帯電話やパソコンなどICTを活用して子どもの教育に関する情報を発信するなど、自主的に学校行事等に参加する「学習を希望する親への支援」から、学校行事への参加に消極的な親も含めた「すべての親を対象とした支援」へと家庭教育支援を転換する。</p>	

## 4 家庭と地域の連携

論点(資料P6・7)	市の考える改善の具体策	参 考 (具体策における課題・限界)
<p>① 家庭教育に、地域はどこまで関われるのか。</p> <p>ア 地域の大人は、地域の子どもと交流しているか。</p> <p>イ 悪いことをしたときに、他人の子どもでも注意しているか。</p>	<p>人の目の垣根隊の活動や地域の事業所によるトライやる・ウィーク等を継続していく。その中で、人の目垣根隊と学校、保護者が意見交換を行うこと、生徒がトライやる・ウィークの発表を保護者対象に行うこと等を通じて、保護者も子どもも地域によって支えられているという意識を醸成する。</p>	<p>子ども会活動など、地域で子どもを育てる活動が衰退している状況の中で、人の目の垣根隊やトライやる・ウィークなど、部分的には一定の成果を期待できるが、地域全体で子どもを育てていく環境づくりは困難と言わざるを得ない。</p>
<p>② 家庭と地域の関係が希薄になっている状況の中で、地域ぐるみで家庭を支えることができるのか。</p> <p>ア 家庭と地域の関係の希薄さを改善できるか。</p> <p>イ 保護者世代を支えるため、「地域に代わる仕組みづくり」をしていく必要があるか。</p>	<p>○ 子育てキャラバンや乳幼児学級などの取組に加え、新たに開設する認定こども園において、施設に通っていない子どもや保護者も対象にした子育て相談コーナー等での親教育、家庭教育を進め、地域での子育て支援の拠点とする。</p> <p>○ 保健師による訪問活動や両親教育インストラクターによる相談に加え、新たに配置した子育て支援コーディネーターを活用し、妊娠期から15歳までの子どもを対象に、発達段階に応じた保護者の不安などに対応する総合窓口を設置する。</p>	<p>子育てに関する相談窓口として、認定こども園や子育て包括支援センターを開設しても、相談はあくまでも待ちの姿勢であり、行政から個々の事情がある家庭に対し、積極的に介入することはできない。</p>